

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八潮市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

国民健康保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

埼玉県 八潮市長

## 公表日

令和5年9月22日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所





システム5	
①システムの名称	<p>国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」 という。)</p> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群 と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
②システムの機能	<p>1. 資格継続業務</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>2. 高額該当回数引き継ぎ業務</p> <p>(1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p> <p>3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者異動情報の提供</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>*ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 国民健康保険システム )</p>

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等
②システムの機能	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii)情報照会及び(iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得及び(ii)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 国民健康保険ファイル (国保資格システムファイル) (2) 国民健康保険ファイル (国保賦課システムファイル) (3) 国民健康保険ファイル (資格点検・レセプト照会システムファイル) (4) 国民健康保険ファイル (給付システムファイル)	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<国民健康保険に関する事務> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 番号法第9条第1号 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 並びに国民健康保険法第9条等、地方税法第703条の4等  <オンライン資格確認の準備業務> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の30の項(利用範囲) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	<国民健康保険に関する事務> 番号法第19条第8号 第10号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険」が含まれる項(46項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険」が含まれる項(42, 43, 44, 45の各項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報照会の根拠) 第25条・第25条の2・第26条  <オンライン資格確認の準備業務> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル(国保資格システムファイル)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険の資格異動対象者
その必要性	資格異動による保険税の公平・公正な賦課、徴収を目的としているため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 国保連合会関係情報 )</li> </ul>

その妥当性	<p>【識別情報】 ①個人番号及びその他識別情報は対象者を正確に特定するため</p> <p>【連絡先等情報】 ①4情報及び連絡先その他住民票関係情報は本人へ被保険者証の送付、連絡のため</p> <p>【業務関係情報】 ①地方税関係情報、児童福祉・子育て関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報は正確な異動情報登録のため</p> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt; 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、本市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。 なお、入手する情報は、本市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p> <p>1. 入手の時期・頻度の妥当性 ・資格継続業務 ・被保険者情報：国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 ・高額該当の引き継ぎ業務 ・引き継ぎ情報：高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。</p> <p>2. 入手方法の妥当性 ・入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</p>
	全ての記録項目
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	健康福祉部国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、市民税課、納税課、障がい福祉課、子育て支援課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 埼玉県国民健康保険団体連合会 )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワーク )								
③使用目的 ※	国民健康保険の資格異動管理を正確に行うため								
④使用の主体	使用部署	健康福祉部国保年金課							
	使用者数	[ 10人以上50人未満 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	【01】個人からの届出により国保資格の異動情報を入手する。 【02】他業務システムより情報を入手する。(住基。所得情報) 【03】宛名システムより情報入手する。(宛名情報) 【04】国民健康保険担当課にて番号情報を入手、更正する。 【05】番号管理システムより番号情報を入手する。 【06】住基ネットCS端末より住登外者情報を照会する。 【07】情報提供ネットワークより情報入手する。(所得情報) 【08】国民健康保険担当課にて国民健康保険システムを参照、更正する。 【09】被保険者証を作成する。 【10】国保連合会へ被保険者異動情報を提供する。 【11】システム保守委託先事業者にて国民健康保険システムを参照、処理を実行する。 【12】国保連合会より都道府県単位の被保険者資格情報を入手し、世帯の継続性を判定する。								
	情報の突合	資格異動情報の確認を行うため、当該システムにおける宛名情報と、他団体、庁内他部署等から入手した国保関連情報の突合を行う。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 5 ) 件	
委託事項1	システムの運用・保守業務	
①委託内容	システムの運用・保守	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	窓口業務	
①委託内容	窓口において対応、事務処理を行う。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	パーソルテンプスタッフ株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

<b>委託事項3</b>		資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務								
①委託内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</li> <li>なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</li> <li>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。</li> </ul>								
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
＜選択肢＞										
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満									
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満									
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上									
③委託先名		埼玉県国民健康保険団体連合会								
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 再委託する</td> <td style="text-align: center;">2) 再委託しない</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 再委託する	2) 再委託しない				
	＜選択肢＞									
	1) 再委託する	2) 再委託しない								
⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。									
⑥再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。									
<b>委託事項4</b>		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務								
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。								
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
＜選択肢＞										
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満									
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満									
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上									
③委託先名		埼玉県国保連合会 (埼玉県国保連合会は、国保中央会に再委託する)								
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 再委託する</td> <td style="text-align: center;">2) 再委託しない</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 再委託する	2) 再委託しない				
	＜選択肢＞									
	1) 再委託する	2) 再委託しない								
⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の埼玉県国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、埼玉県国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする)。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>									
⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)									



委託事項16～20	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二(別紙1を参照)
②提供先における用途	別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1を参照)
③提供する情報	番号法別表第二に掲げる国民健康保険に関する特定個人情報(別紙1を参照)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	特定個人情報は、生体認証で出入口の解錠を行っている場所に設置されているサーバー内に保管されている。
7. 備考	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル(国保賦課システムファイル)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険の課税対象者
その必要性	国民健康保険税の公平・公正な賦課、徴収を目的としているため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<p>【識別情報】 ①個人番号及びその他識別情報は対象者を正確に特定するため</p> <p>【連絡先等情報】 ①4情報及び連絡先その他住民票関係情報は本人へ被保険者証の送付、連絡のため</p> <p>【業務関係情報】 ①地方税関係情報、児童福祉・子育て関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報は正確な異動情報登録のため</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	健康福祉部国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民税課、資産税課、納税課、長寿介護課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	国民健康保険税の算定、管理を正確に行うため	
④使用の主体	使用部署	健康福祉部国保年金課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	【01】他業務システムより情報入手する。(所得・資産情報) 【02】他自治体へ所得情報を照会する。 【03】他自治体より所得情報を入手する。 【04】国民健康保険担当課にて番号情報を入手、更正する。 【05】番号管理システムより番号情報を入手する。 【06】情報提供ネットワークより情報入手する。(所得情報) 【07】賦課情報を作成する。 【08】他業務システムより情報入手する。 【09】印刷、封入封緘委託先事業者へ納入(税)通知情報を提供する。 【10】個人へ納税通知書を送付する。 【11】システム保守委託先事業者にて国民健康保険システムを参照、処理を実行する。	
	情報の突合	国民健康保険税の算定を行うため、対象者の宛名情報と統合宛名システムの個人番号と突合する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
システムの運用・保守業務		
①委託内容	システムの運用・保守	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>		
納税通知書の印刷・封入封緘		
①委託内容	納入(税)通知書の印刷・封入封緘	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項3</b>		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[ ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[ ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	







## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル(資格点検・レセプト照会システムファイル)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	医療機関への受診者(国民健康保険被保険者)
その必要性	レセプトの正確な審査を行うため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>【識別情報】 ①個人番号及びその他識別情報は対象者を正確に特定するため</li> <li>【連絡先等情報】 ①4情報及び連絡先その他住民票関係情報は本人へ被保険者証の送付、連絡のため</li> <li>【業務関係情報】 ①地方税関係情報、医療保険関係情報、児童福祉・子育て関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報は正確な異動情報登録のため</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	健康福祉部国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、市民税課、納税課、障がい福祉課、子育て支援課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 埼玉県国民健康保険団体連合会 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	レセプトの審査を正確に行うため	
④使用の主体	使用部署	健康福祉部国保年金課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [ ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法	【01】個人が医療機関を受診する。 【02】医療機関が国保連合会に診療報酬明細(レセプト)で審査支払請求する。 【03】国保連合会からレセプトデータを入手する。 【04】国民健康保険担当課にて番号情報を入手、更正する。 【05】番号管理システムより番号情報を入手する。 【06】国民健康システムによりレセプトデータの資格点検、照会を行う。 【07】宛名システムより情報入手する。(宛名情報) 【08】他業務システムより情報入手する。(所得情報・福祉医療情報等) 【09】情報提供ネットワークより情報入手する。(他保険情報) 【10】国保連合会へ過誤申出、再審査請求を行う。 【11】個人に不当利得請求通知・納付書を送付する。 【12】個人に医療費通知を送付する。 【13】システム保守委託先事業者にて国民健康保険システムを参照、処理を実行する。	
	情報の突合	レセプトの審査のため、対象者の宛名情報と統合宛名システムの個人番号と突合する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	システムの運用・保守業務	
①委託内容	システムの運用・保守	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 1 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない	
提供先1	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二(別紙1を参照)	
②提供先における用途	別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1を参照)	
③提供する情報	番号法別表第2に掲げる国民健康保険に関する特定個人情報(別紙1を参照)	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input checked="" type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度	



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル(給付システムファイル)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	各種療養費申請者
その必要性	各種申請の正確な登録及び支給額の正確な計算を行うため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 国保連合会関係情報 )</li> </ul>
その妥当性	<p>【識別情報】 ①個人番号及びその他識別情報は対象者を正確に特定するため</p> <p>【連絡先等情報】 ①4情報及び連絡先その他住民票関係情報は本人へ被保険者証の送付、連絡のため</p> <p>【業務関係情報】 ①地方税関係情報、医療保険関係情報、児童福祉・子育て関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報は正確な異動情報登録のため</p> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt; 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、本市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。 なお、入手する情報は、本市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p> <p>1. 入手の時期・頻度の妥当性 ・資格継続業務 ・被保険者情報：国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 ・高額該当の引き継ぎ業務 ・引き継ぎ情報：高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。</p> <p>2. 入手方法の妥当性 ・入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	健康福祉部国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民税課、資産税課、納税課、長寿介護課、子育て支援課、障がい福祉課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 埼玉県国民健康保険団体連合会 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	正確な登録、認定、給付額決定のため	
④使用の主体	使用部署	健康福祉部国保年金課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	【01】個人からの申請により各種申請(出産育児一時金、出産育児一時金貸付、葬祭費、高額医療費、高額医療資金貸付、療養費、特別療養費、食事療養費差額、移送費、結核・精神給付金、人間ドック補助金、保養所利用、減額・限度額適用認定、自立支援認定、結核認定、一部負担金減免、第三者行為該当)及び高額介護合算申請の受付をする。 【02】国民健康保険担当課にて番号情報を入手、更正する。 【03】番号管理システムより番号情報を入手する。 【04】国民健康保険担当課にて国民健康保険システムより、支給申請登録、各種証の発行及び高額介護合算療養費申請受付をする。 【05】宛名システムより情報入手する。(宛名情報) 【06】他業務システムより情報入手する。(所得情報、福祉医療情報、介護自己負担額情報等) 【07】情報提供ネットワークより情報入手する。(所得情報及び他保険自己負担額情報) 【08】個人に各証書を発行する。 【09】国保連合会へ療養費申請審査請求及び高額介護合算申請データを提供する。 【10】国保連合会より療養費申請審査結果及び自己負担額確認情報が提供される。 【11】国保連合会へ補正済自己負担額情報を提供する。 【12】国保連合会より支給計算結果が提供される。 【13】個人へ支給決定通知を送付する。 【14】金融機関へ支給金額を記録した口座振替データを送付する。 【15】一部負担金減免申請情報、第三者行為該当情報を国保連合会に送付する。 【16】システム保守委託先事業者にて国民健康保険システムを参照、処理を実行する。 【17】国保連合会より高額該当の引き継ぎ情報を入手し、月次計算を行う。	
	情報の突合	正確な登録、認定、給付額決定のため、対象者の宛名情報と統合宛名管理システムの個人番号と突合する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> ( 3 ) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	システムの運用・保守業務	
①委託内容	システムの運用・保守	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	
①委託内容	・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	埼玉県国民健康保険団体連合会	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[ ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[ ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	



(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

国民健康保険ファイル

給付証

申請番号,履歴シーケンス,申請内容区分,事由発生時点:記号番号,事由発生時点,個人番号,申請者:記号番号,申請者・個人コード,発行年月日,回収年月日,交付事由,担当者コード,更新年月日,更新時間,連番,再交付事由,交付日,回収日

高額世帯

記号番号,診療年月,レセプト件数,税区分,多数該当区分,費用額計,公費額計,一部負担相当計,自己負担限度額計,高額療養費支給額計,既支給額,本人支給分

資格個人

記号番号,住民コード,世帯番号,資格区分,国保統柄コード,マル学区分,氏名カナ,性別,生年月日,擬主区分,一般一当初取得事由,一般一当初取得年月日,一般一当初届出年月日,一般一当初資格区分,給付開始年月日,保険証抹消年月日,取得時保険証一記号番号,喪失時保険証一記号番号,退職者一資格得喪区分,退職者一本人扶養区分,退職者一本人住民コード,退職者一本人との続柄コード,退職者一当初取得事由,退職者一当初取得年月日,退職者一当初届出年月日,退職者一当初本人扶養区分,退職者一当初本人住民コード,退職者一当初本人との続柄コード,転居前一記号番号,転居入一異動年月日,転居入一届出年月日,転居前一記号番号,転居出一異動年月日,転居出一届出年月日,異動事由,異動年月日,届出年月日,更新年月日,該当事由,該当異動年月日,該当届出年月日,非該当事由,非該当異動年月日,非該当届出年月日,該当項目更新年月日,非該当項目更新年月日,更新前該当事由,更新前該当異動年月日,更新前該当届出年月日,更新前非該当事由,更新前非該当異動年月日,更新前非該当届出年月日,更新前世帯管理番号,更新前更新年月日,更新前該当項目更新年月日,更新前非該当項目更新年月日,取得事由,取得異動年月日,取得届出年月日,喪失事由,喪失異動年月日,喪失届出年月日,取得項目更新年月日,喪失項目更新年月日,更新前取得事由,更新前取得異動年月日,更新前取得届出年月日,更新前喪失事由,更新前喪失異動年月日,更新前喪失届出年月日,更新前資格区分,更新前給付開始年月日,更新前取得項目更新年月日,更新前喪失項目更新年月日,住所コード,本人扶養区分,本人の住民コード,本人との続柄コード,更新前本人扶養区分,更新前本人の住民コード,更新前本人との続柄コード

賦課個人

調定年度,通知書番号,記号番号,世帯番号,主個人コード,個人コード,取得事由,取得異動年月日,取得届出年月日,喪失事由,喪失異動年月日,喪失届出年月日,月別資格,賦課期日時の資格,現在時資格,賦課年1月1日年齢,代表所得コード,総所得,軽減判定所得,基準総所得,医療所得割額,介護所得割額,支援所得割額,固定資産税額,医療分資産割額,所得,本人資格,申告区分,資料区分,所得区分,更新年月日

賦課個世帯

調定年度,通知書番号,記号番号,世帯番号,主個人コード,総所得医療分,軽減判定所得医療分,基準総所得医療分,固定資産税額医療分,軽減人数医療分,賦課期日人数医療分,課税人数医療分,所得割額医療分,資産割額医療分,均等割額医療分,平等割額医療分,課税額計医療分,軽減割合医療分,軽減均等医療分,軽減平等医療分,軽減額計医療分,限度超過額医療分,年税額医療分,月割月数医療分,課税額医療分,減免額医療分,減免事由医療分,調定額医療分,総所得介護分,軽減判定所得介護分,基準総所得介護分,軽減人数介護分,賦課期日人数介護分,課税人数介護分,所得割額介護分,均等割額介護分,課税額計介護分,軽減割合介護分,軽減均等介護分,軽減額計介護分,限度超過額介護分,年税額介護分,月割月数介護分,課税額介護分,減免額介護分,減免事由介護分,調定額介護分,総所得支援分,軽減判定所得支援分,基準総所得支援分,軽減人数支援分,賦課期日人数支援分,課税人数支援分,所得割額支援分,均等割額支援分,課税額計支援分,軽減割合支援分,軽減均等支援分,軽減額計支援分,限度超過額支援分,年税額支援分,月割月数支援分,課税額支援分,減免額支援分,減免事由支援分,調定額支援分,調定額,期別額,賦課年度,納期限,公示送達年月日,特徴期別額,特徴納期限,仮徴収特別徴収義務者コード,特別徴収義務者コード,仮徴収年金コード,年金コード,基礎年金番号,更正期別,更正理由,更正日付,失業軽減額医療分,失業軽減額介護分,失業軽減額支援分,失業軽減額医療退職分,失業軽減額介護退職分,失業軽減額支援退職分

オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)、券面記載の被保険者証記号、券面記載の被保険者証番号、券面記載の氏名(漢字)、券面記載の氏名(漢字)の読み仮名、券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)、券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名、被保険者証裏面への性別記載の有無、DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無、自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日

※記載してある特定個人情報ファイルは、全ての項目ではありません。



3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①国民健康保険システムデータベースについて、各業務を行うにあたり、業務に関係のない情報は保有しない。</p> <p>②国民健康保険システムデータベースにおける各業務を行うにあたり、職員の担当業務ごとにアクセス権限が割り当てられており、権限に応じて目的を超えた紐付けや事務に必要なない情報との紐付けが行われないう、アクセス制御を行う。</p> <p>③国保総合PCにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</li> <li>* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書5.1項に基づき、システムを利用できる職員を特定し、生体認証、ID・パスワードによる操作者認証を行っているため、不必要な情報へはアクセスできない。</p> <p>【国保総合PCにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。</li> <li>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることリスクを軽減している。</li> <li>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> <li>・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</li> </ul>
その他の措置の内容	<p>【権限のない者のアクセスを防止するための措置】</p> <p>①八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書5.1項、5.3項に基づき、退職時、人事異動時、紛失時はアクセス権限の失効管理を適切に行う。</p> <p>②不正アクセスを監視するために、操作履歴(アクセスログ、捜査ログ)の記録を取得し、保管する。</p> <p>③八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書5.2項に基づき、パスワードは、決められた文字組み合わせ、文字数以上に設定し、定期的に変更する。</p> <p>【権限のない者による特定個人情報の漏えいを防止するための措置】</p> <p>①電子情報セキュリティガイドブック及び八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書3.4項に基づき、離席時には、電源を切るか、一定時間の無操作でスクリーンセーバーが起動し、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。作業再開時は、パスワード入力にて起動するよう設定し、システム画面の覗き見防止に努める。</p> <p>②八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書3.4項に基づき、市民など外部の者から画面を覗かれないう、ディスプレイの設置の向きや設置場所を考慮する。</p> <p>③八潮市住民基本台帳ネットワークシステムに関する情報セキュリティ規程16条に基づき、特定個人情報が表示されたシステム画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめ、PC内に保存しない。印刷した紙は、用が済み次第シュレッダー処理を行う。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>八潮市住民基本台帳ネットワークシステムに関する情報セキュリティ規程25条及び八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書4.0項に基づき、情報システムの運用、保守等を外部委託する場合には、委託事業者との間で、必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結する。</p> <p>①提供した情報資産の保管、返還及び廃棄に関する事項  ②提供した情報資産の目的外使用、複製、複写及び第三者への提供の禁止に関する事項  ③業務上知り得た情報の秘密保持に関する事項  ④事故等の報告に関する事項  ⑤委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定  ⑥提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止  ⑦再委託に関する制限事項の遵守  ⑧委託作業の報告、立ち入り検査</p> <p>・秘密保持義務  ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止  ・特定個人情報の目的外利用の禁止  ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化  ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄  ・従業者に対する監督・教育  ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定  等を定めるとともに、委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>・再委託を行う場合には、上記と同様のセキュリティ要件の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。</p> <p>・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> <p>・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>	
その他の措置の内容	<p>【委託先のリスクに対する措置】</p> <p>①八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書4.0項に基づき、特定個人情報の取り扱いについて調査し(実績・信頼性)、委託先を選定している。委託業者が必要なセキュリティ対策を実施している事を定期的に確認する。</p> <p>②八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書3.1項に基づき、情報セキュリティを確保するため、名札を着用させる。</p> <p>【国民健康保険システムにおける保守について】</p> <p>①サーバー室等重要エリアについては、監視カメラを設置し、入室の際、職員が同行し、入退室の記録を付けている。作業内容については報告を義務付けている。</p>	

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>【国保連合会における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システム設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。</li> <li>・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。</li> <li>・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に管理者の承認を得る。</li> <li>・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。</li> <li>・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</li> </ul> <p>【取りまとめ機関における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</li> </ul>			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>①移転・提供については、番号法及び条例上認められる範囲内に限定するよう、周知徹底する。</p> <p>②文書照会等を受けた場合は、提供の際に、職員2名以上でチェックを行い、記録簿を残している。</p> <p>③共通基盤を介した庁内連携については、定められた仕様での移転に限定しており、必要に応じ連携処理に係るログを確認している。</p> <p>④八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書2.3項に基づき、USBメモリ使用時にチェック簿で使用状況を記入する。</p>		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>—</p> <p>【中間サーバー、統合DBの運用における措置】</p> <p>①情報提供等記録/アクセス記録、アクセスログ(ログイン認証、操作内容、特定個人情報アクセスログ、アクセス時間、処理時刻等)、DBログを、適宜、確認している。</p> <p>②また、中間サーバー側において、上記ログを取得しており、操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	--

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【統合宛名システムにおける措置】</p> <p>①各業務システムから中間サーバーあての情報提供要求の中継においては、提供元・提供先・提供内容等の改変は行わないことで、中間サーバーでの情報提供機能によるチェックに従うことを担保している。</p> <p>②接続システムの認証、及び、統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報提供を抑制している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアの措置】</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムの照会許可用照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p> <p>【中間サーバーの運用の措置】</p> <p>①情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ利用したかが全て記録される。番号法及び条例上認められる提供以外受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合についても記録を残し、提供記録は7年分保管する。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	--

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>【中間サーバー・ソフトウェアの措置】</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームの措置】</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者の情報流出等のリスクを極小化する。</p>	
---	--

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	<p><b>【物理的対策】</b></p> <p>①特定個人情報を保管するサーバー設置場所については、出入口はオートロックで、管理者を限定し生体認証システムにより解錠する。また、室内に監視カメラを設置し、入退室記録をつける。</p> <p>②八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書2.1項に基づき、特定個人情報を取り扱う職員は、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管する。</p> <p>③八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書3.4項に基づき、特定個人情報を保管したPCは、セキュリティワイヤーにより盗難防止措置を講じている。</p> <p>④特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守する。</p> <p>⑤特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に関して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等、必要な物理的対策を講じる。</p> <p>⑥特定個人情報を保管するサーバーは定期保守を実施する事で情報の毀損等への対策を図り、定期保守を実施する際には、事業者による漏えい等を防ぐため、機密保持契約や情報を消去した状態にする等の対策を実施する。</p> <p>⑦八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書6.2項に基づき、緊急事態が起こった場合の体制を整備しており、事故発生時に速やかな対応を講じる。</p> <p>⑧八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書3.7項に基づき、障害によるデータの滅失、棄損時に備え、定期的にバックアップを行う。</p> <p>⑨八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書2.3項に基づき、USBメモリは金庫に施錠保管している。</p> <p><b>【技術的対策】</b></p> <p>①インターネットへの接続については、庁内連携システムとは論理的に切り離された専用端末を使用し、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行う。</p> <p>②OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用する。</p> <p>③ウイルスメール/スパムメール対策システムを導入する。</p> <p>④定期的に当該ファイルの改ざんの有無を検査する。</p> <p>⑤ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御する。</p> <p>⑥外部ネットワークから受信したファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止する。</p> <p>⑦侵入検知システム(IDS)を設置し、外部からの攻撃や改ざんへの措置を講じる。</p> <p>⑧必要に応じ他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する措置を講じる。</p> <p>⑨使用されていないポートを閉鎖する。</p> <p>⑩外部からの庁内のサーバー等に対する攻撃を監視する。</p> <p>・国保総合PCにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。</li> <li>・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。</li> <li>・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。</li> <li>・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。</li> <li>・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	八潮市総務部総務課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111
②請求方法	八潮市個人情報保護条例の規定に基づき、指定様式による書面の提示により開示、訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	八潮市健康福祉部国保年金課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111
②対応方法	問合せ等について、窓口や電話で受付を行い、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年7月25日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	公表日	平成27年4月20日	平成28年3月25日	事後	
平成28年3月25日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(新規記載)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(命令における情報照会の根拠) 第25条・第26条	事後	
平成28年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 (国保資格システムファイル) 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月予定	平成28年1月1日	事後	
平成28年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 (国保賦課システムファイル) 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月予定	平成28年1月1日	事後	
平成28年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 (資格点検・レセプト照会システムファイル) 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月予定	平成28年1月1日	事後	
平成28年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 (給付システムファイル) 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月予定	平成28年1月1日	事後	
平成28年3月25日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年2月10日	平成28年3月25日	事後	
平成29年7月31日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 鈴木 圭介	国保年金課長 河合 景子	事後	
平成29年7月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	(新規記載)	システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) 1. 資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。	事前	
平成29年7月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	(新規記載)	2. 高額該当回数の引き継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 *ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。 *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人ファイルの取扱いの委託 委託事項3	(新規記載)	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	事前	

平成29年7月31日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容 ⑦	(新規記載)	⑦国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。	事前	
平成29年7月31日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1 その他の措置の内容	(新規記載)	【国保総合PCにおける措置】 ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。  * :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。	事前	
平成29年7月31日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(新規記載)	【国保連合会における措置】 ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合(国保集約)システム設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。	事前	
平成29年7月31日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(新規記載)	・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に管理者の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。	事前	
平成29年7月31日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	(新規記載)	・国保総合PCにおける措置 ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。	事前	

平成29年7月31日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(新規記載)	【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置】 ①申告、申請等に基づき、随時、国民健康保険情報の更新、更正を行う。 ②保管期間を過ぎたデータについては、適宜システムから削除を行う。 ・国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクはない。	事前	
平成29年7月31日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(新規記載)	【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置】 ①八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書 2. 1項に基づき、紙媒体の廃棄は、シュレッダー等による復元不可能な措置により行う。 ②八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書 3.7項に基づき、機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理的破壊を行い、再利用できない措置を講じる。 ・国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。	事前	
平成29年7月31日	Ⅳ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	八潮市まちづくり企画部総務人事課	八潮市総務部総務人事課	事後	
平成29年7月31日	Ⅳ開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	八潮市まちづくり企画部企画経営課	八潮市企画財政部企画経営課	事後	
平成29年7月31日	V評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成28年3月25日	平成29年7月31日	事後	
平成30年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康スポーツ部 国保年金課	健康福祉部 国保年金課	事後	
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 各システムファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康スポーツ部 国保年金課	健康福祉部 国保年金課	事後	
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 各システムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	健康スポーツ部 国保年金課	健康福祉部 国保年金課	事後	
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録事項	(新規記載)	[○]その他 国保連合会関係情報	事後	

平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(新規記載)	<p>&lt;国保連合会からの入手&gt; 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、本市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。</p> <p>なお、入手する情報は、本市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p> <p>1. 入手の時期・頻度の妥当性 ・資格継続業務 ・被保険者情報：国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 ・高額該当の引き継ぎ業務 ・引き継ぎ情報：高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。</p> <p>2. 入手方法の妥当性 ・入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</p>	事後	
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	(新規記載)	【12】国保連合会より都道府県単位の被保険者資格情報を入手し、世帯の継続性を判定する。	事後	
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録事項	(新規記載)	[○]介護・高齢者福祉関係情報	事後	
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(4) 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録事項	(新規記載)	[○]その他 国保連合会関係情報	事後	
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(4) 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	【業務関係情報】 ①地方税関係情報、医療保険関係情報、児童福祉・子育て関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉は正確な異動情報登録のため	【業務関係情報】 ①地方税関係情報、医療保険関係情報、児童福祉・子育て関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報は正確な異動情報登録のため	事後	
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(4) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	(新規記載)	【17】国保連合会より高額該当の引き継ぎ情報を入手し、月次計算を行う。	事後	
平成30年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2③委託先名	(株)アール・オー・エスデザイン	パーソルテンプスタッフ株式会社	事後	
平成31年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 河合 景子	国保年金課長	事後	
令和2年4月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	(新規記載)	<p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務、被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務を行う。</p> <p>【内容】 6. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務及び機関別符号の取得等事務</p>	事前	
令和2年4月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	次期国保総合システム	国保総合システム	事前	

令和2年4月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	(新規記載)	3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。  *ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。	事前	
令和2年4月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	(新規記載)	医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年4月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	(新規記載)	「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機能が運営する。なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。	事前	
令和2年4月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	(新規記載)	(1)資格履歴管理事務に係る機能 (i) 資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii) オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i) 機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii) 情報照会及び(iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。	事前	

令和2年4月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	(新規記載)	(iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当該評価の対象外。 (3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得及び(ii)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォーム」に係る中間サーバー(自治体中間サーバー)を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。	事前	
令和2年4月30日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 番号法第9条第1号 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 番号法第9条第1号 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の30の項(利用範囲) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の30の項(利用範囲) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	<国民健康保険に関する事務> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 番号法第9条第1号 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 並びに国民健康保険法第9条等、地方税法第703条の4等  <オンライン資格確認の準備業務> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の30の項(利用範囲) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年4月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークによる情報連携※ ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 第9号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険」が含まれる項(46項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険」が含まれる項(42, 43, 44, 45の各々)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(命令における情報照会の根拠) 第25条・第25条の2・第26条	<国民健康保険に関する事務> 番号法第19条第7号 第9号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険」が含まれる項(46項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険」が含まれる項(42, 43, 44, 45の各々)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(命令における情報照会の根拠) 第25条・第25条の2・第26条  <オンライン資格確認の準備業務> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年4月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無	3件	5件	事前	
令和2年4月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項3 ①委託内容	(新規記載)	・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	事前	
令和2年4月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4	(新規記載)	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務	事前	
令和2年4月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4 ①委託内容	(新規記載)	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	事前	

令和2年4月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②委託先における取扱者数	(新規記載)	10人以上50人未満	事前	
令和2年4月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先名	(新規記載)	埼玉県国保連合会 (埼玉県国保連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	
令和2年4月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④再委託の有無	(新規記載)	再委託する	事前	
令和2年4月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤再委託の許諾方法	(新規記載)	委託先の埼玉県国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、埼玉県国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。	事前	
令和2年4月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤再委託の許諾方法	(新規記載)	・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築 上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	
令和2年4月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥再委託事項	(新規記載)	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)		
令和2年4月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	(新規記載)	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務	事前	
令和2年4月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	(新規記載)	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	事前	
令和2年4月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②委託先における取扱者数	(新規記載)	10人以上50人未満	事前	
令和2年4月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先名	(新規記載)	支払基金	事前	

令和2年4月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④再委託の有無	(新規記載)	再委託する	事前	
令和2年4月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑤再委託の許諾方法	(新規記載)	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当局が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。	事前	
令和2年4月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑤再委託の許諾方法	(新規記載)	・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	
令和2年4月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥再委託事項	(新規記載)	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務		
令和2年4月30日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	(新規記載)	オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供  被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)、券面記載の被保険者証記号、券面記載の被保険者証番号、券面記載の氏名(漢字)、券面記載の氏名(漢字)の読み仮名、券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)、券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名、被保険者証裏面への性別記載の有無、DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無、自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日	事前	
令和2年4月30日	IIIリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク  リスクに対する措置の内容	(新規記載)	③国保総合PCにおける措置 ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 * :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。	事前	
令和2年4月30日	IIIリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク  具体的な管理方法	ICTカード	生体認証	事後	

令和2年4月30日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク  具体的な管理方法	(新規記載)	【国保総合PCにおける措置】 ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事前	
令和2年4月30日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託  リスク: 再委託先における不正な使用等のリスク  再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの担保  具体的な方法	(新規記載)	・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。  ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事後	
令和2年4月30日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託  特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(新規記載)	【取りまとめ機関における措置】 ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。	事前	
令和2年4月30日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去  特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(新規記載)	【取りまとめ機関における措置】 ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。	事前	
令和2年4月30日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策	(新規記載)	【取りまとめ機関における措置】 ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。	事前	
令和2年4月30日	Ⅳ開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	八潮市企画財政部企画経営課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111	八潮市健康福祉部国保年金課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111	事後	
令和2年4月30日	V評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成29年7月31日	令和2年4月30日	事後	
令和2年4月30日	公表日	平成30年7月17日	令和2年4月30日	事前	

令和3年6月28日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令の根拠	番号法第19条第7号 第9号 別表第二	番号法第19条第8号 第10号 別表第二	事前	令和3年9月1日番号法の改正に伴う修正
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)	事前	令和3年9月1日番号法の改正に伴う修正
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二(別紙1を参照)	番号法第19条第8号別表第二(別紙1を参照)	事前	令和3年9月1日番号法の改正に伴う修正
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)	事前	令和3年9月1日番号法の改正に伴う修正
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二(別紙1を参照)	番号法第19条第8号別表第二(別紙1を参照)	事前	令和3年9月1日番号法の改正に伴う修正
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(3) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)	事前	令和3年9月1日番号法の改正に伴う修正
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(3) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二(別紙1を参照)	番号法第19条第8号別表第二(別紙1を参照)	事前	令和3年9月1日番号法の改正に伴う修正
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(4) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)	事前	令和3年9月1日番号法の改正に伴う修正
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(4) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二(別紙1を参照)	番号法第19条第8号別表第二(別紙1を参照)	事前	令和3年9月1日番号法の改正に伴う修正
令和3年6月28日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年4月30日	令和3年6月9日	事後	
令和4年7月7日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年6月9日	令和4年6月24日	事後	
令和5年7月25日	IV 開示請求、問い合わせ ①請求先	総務人事課	総務課	事後	
令和5年7月25日	V 評価実施手続 ①実施日	令和4年6月24日	令和5年7月25日	事後	